

令和5年度第20回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和6年1月25日

担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線2466〕

① 件 名																					
石巻市地域互助活動促進事業の見直しについて																					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																					
<p>【背景】</p> <p>本市では地域共生社会の実現に向けた取組の一環として、地域の支え合いや身近な住民が相互に助け合える地域づくりを推進するため、地域互助活動促進事業を実施してきた。</p> <p>なお、国においても住民の身近な地域で「気づく」、「つながる」、「ささえる」包括的な支援体制の構築を進めるため、令和3年4月に改正社会福祉法を施行し、その具体的な事業の一つとして「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を推進している。</p> <p>【目的】</p> <p>地域の支え合いや助け合いがより重視される中、国が示した「地域づくりに向けた支援」を推進するため、地域互助活動促進事業について必要な改正を行うもの。</p>																					
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																					
<p>【根拠法令】</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号） 石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱（令和元年告示第273号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第5節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現 1 地域での孤立防止を推進する</p> <p>石巻市地域福祉計画（第4期）</p>																					
④ 提案に至るまでの経過																					
<table border="0"> <tr> <td>平成29年</td> <td>7月</td> <td>第2期石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画策定</td> </tr> <tr> <td>令和 元年</td> <td>7月</td> <td>石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱施行</td> </tr> <tr> <td>令和 3年</td> <td>8月</td> <td>石巻市地域互助活動促進事業助成金に係る要望書を受理（11団体）</td> </tr> <tr> <td>令和 4年</td> <td>3月</td> <td>石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱一部改正</td> </tr> <tr> <td>令和 5年</td> <td>3月</td> <td>石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱一部改正</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8月</td> <td>石巻市地域互助活動促進事業助成金に係る要望書を受理（11団体）</td> </tr> <tr> <td>令和 6年</td> <td>1月</td> <td>令和6年度当初予算裁定</td> </tr> </table>	平成29年	7月	第2期石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画策定	令和 元年	7月	石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱施行	令和 3年	8月	石巻市地域互助活動促進事業助成金に係る要望書を受理（11団体）	令和 4年	3月	石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱一部改正	令和 5年	3月	石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱一部改正		8月	石巻市地域互助活動促進事業助成金に係る要望書を受理（11団体）	令和 6年	1月	令和6年度当初予算裁定
平成29年	7月	第2期石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画策定																			
令和 元年	7月	石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱施行																			
令和 3年	8月	石巻市地域互助活動促進事業助成金に係る要望書を受理（11団体）																			
令和 4年	3月	石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱一部改正																			
令和 5年	3月	石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱一部改正																			
	8月	石巻市地域互助活動促進事業助成金に係る要望書を受理（11団体）																			
令和 6年	1月	令和6年度当初予算裁定																			
⑤ 主な内容																					
<p>・見直し内容</p> <p>(1) 助成期間の限度を一団体「5年」から「10年」とする。 ※助成期間が6年目以降の団体の助成限度額は、事業の実施に要する経費の2分の1以内で、各活動区分の助成限度額を超えない範囲とする（千円未満の端数切捨）。 （詳細は別紙資料のとおり）</p> <p>(2) 「イベント活動」の助成期間については、「令和7年度まで」としていたものを「令和10年度まで」延長する。</p>																					

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</p>
<p>【影響・効果】  地域住民の主体的な互助活動の促進と地域コミュニティの醸成にも寄与し、地域共生社会の推進が図られる。</p> <p>【市財政への負担】(令和6年度当初予算額)  7,260千円  (財源)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(国) 1/2  一般財源 1/2</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を実施している県内の市町村  仙台市、東松島市、涌谷町  ※ 仙台市と涌谷町は重層的支援体制整備事業と一体的に実施</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案  3月 石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱の改正  (施行予定年月日:令和6年4月1日)  4月 市報、市ホームページ等による周知</p>
<p>⑨ その他</p>